◇**前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第五七号）（厚生労働省）

一　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　概算後期高齢者支援金調整率に関する事項

概算後期高齢者支援金調整率は、一〇〇分の一〇〇とすることとした。（第二五条の二関係）

2　確定後期高齢者支援金調整率に関する事項

㈠　確定後期高齢者支援金調整率は、次の保険者の区分に応じ定める率とすることとした。（第二五条の三関係）

(1)　加算対象保険者　一〇〇分の一〇〇・二三

(2)　減算対象保険者　一からイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率

イ　当該各年度における全ての加算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額

ロ　当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

(3)　(1)及び(2)以外の保険者　一〇〇分の一〇〇

㈡　調整前確定後期高齢者支援金の額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、当該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とすることとした。

3　病床転換助成事業等の延長

病床転換助成事業等の期限を平成二五年三月三一日から平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第五条関係）

二　健康保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、地方公務員等共済組合法施行令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

三　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二十三」を「第三十五条の二十二」に改める。

第三十五条の八第一項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第三十五条の十九第一項中「第七十二条の百十四の」を「第七十二条の百十四第一項の」に、「第三十五条の二十一第一項」を「次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項」に改め、「合算額」の下に「の十七分の十」を加え、「第七十二条の百十四第三項に規定する額をいう」を「第七十二条の百十四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ」に、「応じて按分し」を「応じて按分し」に、「あん分した」を「按分した」に、「第七十二条の百十四第二項」を「第七十二条の百十四第三項」に改め、「金額をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、法第七十二条の百十四第二項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、前項の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

第三十五条の二十第一項中「第七十二条の百十四第三項」を「第七十二条の百十四第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の百十四第三項に規定する当該」を「第七十二条の百十四第四項に規定する当該」に改め、同項第二号中「第七十二条の百十四第三項」を「第七十二条の百十四第四項」に、「前項」を「前項第二号」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第三号」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第三十五条の二十一第一項中「第七十二条の百十五」を「第七十二条の百十五第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「本条」を「この条」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項の表中「合算額」の下に「の十七分の十」を加え、「本表」を「この表」に、「第三十五条の十九第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五第二項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額を同条第一項の人口で按分して得た額を交付する。